

2021年8月18日

組合員 各位



JMITU 愛知支部
オハラ樹脂工業分会
分会長 朝倉健次



残業代未払い等について労働基準監督署へ申告

組合は、本年8月11日に名古屋南労働基準監督署へ、オハラ樹脂工業株式会社による、労働基準法第三十二条に違反する行為（使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。）及び、同三十七条に違反する行為（時間外、休日及び深夜の割増賃金）を「申告」しました。

以上